

伊方原発運転差止広島裁判
広島地裁判決に関する原告団声明

妄想の世界に棲む大浜裁判体

2025年3月17日
伊方原発広島裁判原告団

2025年3月5日、広島・長崎原爆被爆者らを含む337名の市民が訴えた四国電力伊方原発運転差止等裁判において、広島地裁（大浜寿美裁判長、長谷川健太郎右陪席、森谷謙太左陪席）は、伊方原発からの放射能による内部被曝被害を阻止しようとする原告らの願いを踏みにじり、請求棄却の判断を下した。判決の内容を精査すると、大浜裁判長をはじめとする裁判官らは、事実誤認に基づく妄想の世界に沈淪したまま、判断を下したと結論せざるを得ない。

1 【妄想の通奏低音】

①原子力規制委員会は再稼働の判断に関わらない

10 判決は基本的な事実誤認に基づく誤った結論を導き出し判断を下している。基本的な事実誤認とはなにか？

判決は「平成25年7月、（被告は）本件3号機に関して再稼働申請をし」と述べ、被告四国電力が原子力規制委員会（規制委）に対して行った「規制基準適合性審査申請」を「再稼働申請」と事実誤認をしている。また四国電力も「再稼働申請を行った」とはどの書面でも一言も主張していない。すなわち裁判体は四国電力の行為を、3号機の再稼働申請だと勝手に思い込んでいるのである。後でも述べるように規制委は当該原子炉の営業運転（原子炉内で核分裂の連鎖反応を生じさせ発電し、電力の販売を行うこと）の当否には全く関わらず、単に申請内容が規制委の定めた新規制基準に適合するかどうかを審査するに過ぎない。それは現在の新規制基準の構造からして当然の帰結であり、従って規制委は当該原子炉の再稼働の判断には全く関わらない。それが法の定めであり、新規制基準体系の骨格のひとつなのである。

20 例えば平成26年（2014年）2月19日原子力規制委員会記者会見で、「…その後の再稼働判断というのは、規制委員会はどこまで何を及ぼすのですか。」という記者の質問に対して当時の原子力規制委員会委員長田中俊一氏が、「再稼働の

判断はやりません。」と述べ、さらに「(再稼働については)最終的にはやはり地元の住民も含めた国民の判断に関わってくるのだらうと思いますし、そこでその方たちがやはり信用できないということでだめだったら、なかなか再稼働には到達しないかも知れません。でも、そこは我々の関与するところではないです。」「いつも同じことを言っているのですけれども、再稼働を受け入れるかどうかというのは私たちの問題ではない。私たちが責任を負うことではなくて、一定のレベルの安全を担保できるような新しい指針に適合しているかどうかという、そういうことを判断するということなんです。」と述べている通りである。(同記者会見速記録6～8ページ)

10 まさしく田中氏が言う通り、現在の「5層の深層防護」の考え方に基づく新規規制基準の仕組みのもとでは、規制委は原子力事業者に運転許可(再稼働許可)を与えることはできないのである。

四国電力が規制委に「再稼働申請」を行い、規制委が「再稼働許可」を出す、とするのは、裁判体の事実誤認であり、言ってしまえば妄想である。

15 繰り返すが大浜裁判長を中心とする裁判体(大浜裁判体)は、原子力規制委員会は当該原子炉の「運転許可」を出す行政機関であると思込んでいるのである。繰り返すがこれは妄想である。そしてこの妄想が3月5日広島地裁判決全体を貫く通奏低音となっている。

20 ②審査合格は「安全」を意味しない

また裁判体は、審査合格は伊方原発3号機の安全を担保するものとも思込んでいる。

判決は、「我が国は、福島原発事故を踏まえ、発電用原子炉の運転により原子力発電を行うことについて社会的に許容される程度の安全性を確保すべく、科学的、
25 専門技術的知見に基づく合理的な判断基準としての新規規制基準を制定等し」と述べ、新規規制基準は当該原子炉の安全を確保するものと述べている。「社会的に許容される程度の安全性を確保すべく」も大浜裁判体の思込みである。

「社会的に許容できる程度の安全性」を確保できないからこそ、規制委は重大事故時の住民避難を想定し、さらに当該原子炉から30km圏内住民には避難を義務付けているのである。緊急時避難はやむを得ないこととはいえ、原子力災害による
30 避難そのものが社会的に容認されているとは誰も思わない。

この思込みによって、従って、判決は次のような妄想を導き出している。「原子力規制委員会が、原子力事業者の申請の内容等が新規規制基準に適合していると確認・判断してこれを許認可している場合には、社会的に許容される程度の安全性が
35 確保されていることが推認されるというべきである。」

大浜裁判体の妄想とは裏腹に規制委は、規制基準に適合した原子炉を安全だ、あるいは社会的に許容できる程度に安全だ、とは一言も述べていない。それどころか新規規制基準に適合した原発は安全であるとは言えない、と述べている。証拠を示そう。

5 2014年7月8日新規規制基準施行直後の7月16日の記者会見で当時規制委委員長の田中氏は、記者とのやりとりで次のように述べている。

「(記者) 規制委員会の審査というのは、あくまでもその原子力発電所が基準に適合しているかどうかを見ているということで、私はよく記事に書くときには、安全審査とは書かずに、基準適合審査と書いてきたのですけれども、委員長の間接とい
10 うか、お考えでは、これはどういう審査と、改めて位置付けを教えてくださいたいのです。

(田中委員長) 御指摘のとおりです。安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところですよ。」(同記者会見速記録4ページより)

田中氏の言葉を待つまでもなく、現在の新規規制基準は「原発安全神話」を否定し、原発は重大事故を起こしうるもの、と想定するところで成立している。

また新規規制基準の骨格がおおむね出来上がった2014年4月の時点で規制委員
20 会は重要な決定を下していることも併せて指摘しておこう。

「(更田委員) 既に今、準備を進めている新しい基準を海外に紹介する際には、IAEA等の用語に合わせて「レギュラトリー・リクワイアメント (regulatory requirement)」という用語を使っています。これを日本語に訳すときには「規制要件」と訳されている場合と「規制要求」と訳されている場合があります。個人的には、規制要件というのは、内容をあらわしているようには思うんですが、…規制要件というのは、言葉としてちょっと狭いようにも思いますので、…「規制基準」といったところが、おそらく日本語の用語としては、ふさわしいのではないかと考えております。

(田中委員長) …「安全基準」というと、基準さえ満たせば安全であるという誤解
30 を呼ぶことがあって、私も先にプレス会見で御指摘をいただいて、…先週「規制基準」がいいという話をさせていただきました。」(2013年4月3日第1回会合議事録32～33ページより)

ここで指摘されていることは極めて重要である。新規規制基準は当該原子炉の安全を審査しているのではなく、基準に適合しているかどうかを審査するにすぎない、
35 しかるに「安全基準」、「安全審査」という名称では国民に「基準に適合すれば安

全である」という誤解を生む、従って「安全基準」を「規制基準」とし、また「安全審査」を「規制基準適合性審査」と言い換えよう、という指摘である。

大浜裁判体はまさしくこの日の議論が危惧する誤解に見事にはまったのである。

5 ③大浜裁判体はいかにしてこの事実誤認による「思い込み」を生むに至ったか

ここで大きな疑問が浮かぶ。四国電力の準備書面のなかに愚かな裁判官を誤解に導くような表現や言い回しがあったにせよ、明示的に「再稼働申請」とか、「安全審査」とか、「安全基準」とか、「基準に合格した原発は安全である」などといった表現は一切していない。

それでは、「再稼働申請」、すなわち「規制委は当該原子炉の運転を許可する行政機関」や「社会的に許容される程度の安全性を確保すべく、科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断基準としての新規制基準を制定等し」などといった誤解はいかにして生まれたのだろうかという疑問である。

15 大浜裁判体といえども原発や原子力規制などといったテーマでは、私たち一般市民と全く変わらない素人である。その素人がいかにしてこの問題に関する「常識」や「社会通念」を獲得するだろうか。いうまでもなくこの国の主流メディア（新聞であれ、テレビであれ、ソーシャルメディアネットワークであれ）から不断に注入される情報であろう。すると、こうした主流メディアはいかなる用語法を用いているか、という問題に帰着する。主流メディアの多くは今もなお、「規制基準」を
20 「安全基準」、「適合性審査」を「安全審査」と表記している。前述田中委員長の言葉を借りれば多くの主流メディアは誤解を再生産し、世の中に拡声しているのである。さらに悪質な主流メディアのなかには、「規制基準適合性審査申請」を「再稼働申請」と誤解されるような表記をしている例すらある。ここに証拠を羅列する
25 必要すらないほどである。一例だけを挙げるにとどめる。

2024年11月13日規制委は日本原子力発電（日本原電）の敦賀原発2号機が新規制基準に適合しないとして日本原電の規制基準適合性審査申請を却下した。翌日14日の朝日新聞は一面トップでこのニュースを取り上げ報道したが、その大見出しは「敦賀2号機再稼働を不許可」としている。これでは一般市民や愚かな裁判官が原子力規制委員会は当該原発の再稼働許可を行う行政機関であると誤解するのはやむを得ない。皆が皆、原子力規制委員会の議事録や委員長記者会見速記録を読むわけではない。すなわち大浜裁判体は主流メディアが垂れ流すフェイクニュースによって誤解させられ、思い込みを育み、妄想を導き出した、と「推認」される。

大浜裁判体はこのようにして判断の出発点において誤解、そして誤解に基づく思
35 い込み、そしてそこから導き出される妄想を通奏低音として、この愚かな判決を書

いたのである。大浜裁判体は「妄想の世界」に棲んでいる、というべきであろう。

2 【司法判断の枠組み】

①原発安全神話崩壊後の司法判断の枠組み

5 平成四年伊方最高裁判決（以下「伊方最判」）は、「原発は万が一にも重大事故を起
こしてはならない。そのために原発規制があり、規制当局が存在する。」と判示する。
いわば「原発安全神話」時代の判決である。しかるに「原発安全神話」は完全に崩壊
した。現在の新規制基準もその崩壊の上に存在する。すなわち原子力規制上も、重大
10 事故（炉心溶融、放射性物質の環境への放出またはその恐れのある事故）が想定さ
れている。重大事故は「万が一にも起こってはならない」事象から規制上想定される
事象となったのである。このような事象を判断する司法判断の枠組みはいまだ存在し
ない。伊方最判が「原発事故は万が一にも起こってはならない」とするならば、その
精神を根底に置いた新たな司法判断の枠組みが今求められている。

15 ②伊方最判の枠組み

仮に「伊方最判」の判断枠組みの採用が正しいものとしよう。今回広島地裁判決は、
伊方最判の判断枠組みを採用していると見せかけながら、その実似て非なるものであ
る。

伊方最判は、行政訴訟に関する判断ではあるが、事案の特殊性に鑑み、通常の裁判
20 と異なり、その安全性の立証責任を被告に負わせている。規制基準（当時は「安全基
準」）に合理性があり、規制当局の審査に看過し難い過誤・欠落のないことの立証責
任を被告に負わせているのである。被告がその立証に成功したとしても、さらに、そ
の上、原告側が安全性に対する合理的な疑いを提出したならば、その疑いに対して安
全性に関し立証責任を負うのは被告であるとし、原告に「具体的な危険性」の立証責
25 任を負わせてはいない。すなわち、本来原告が負うべき立証責任を、被告に転換して
いるのである。（立証責任転換論）

しかるに広島地裁判決は、基準の合理性、審査の合理性の立証責任のみを被告四国
電力に負わせ、それ以上の合理的な疑いに関する被告が負うべき立証責任を、原告に
負わせている。（立証責任の再転換）

30 判決要旨から引用しよう。

「上記（規制委による）許認可がされてもなお安全性が確保されたということは
できないと原告が主張する場合には、…その運転が安全性を欠き、原告の生命、身
体、健康等を侵害する具体的危険が存在することについて、すなわち上記の安全性
の確保の推認が覆されることについて、原告が主張すべきである。」

つまり大浜裁判体は、規制委の規制基準適合性審査合格はすなわち伊方原発3号機の安全を確保しているのであり、それで四国電力の立証責任は果たされたとし、それ以上の安全性に関する疑念があるならば、その立証責任は原告側にあると判示しているのである。

- 5 伊方最判の判断枠組みは現在多くの判決や決定において一応の規範として採用されている。これと異なる判断枠組みを大浜裁判体は採用している。しかし判決文のどこを探しても伊方最判の判断枠組みを採用しない理由を明示していない。従って最終的な立証責任が原告側にあるとする論理的かつ説得力のある記述はどこにも見当たらない。
- 10 しかし立証責任が原告側にあるとすれば、すべてそこで終わりである。というのは、いかなる争点においても原告側が伊方原発運転に関わる具体的危険を立証するのは不可能だからだ。原告側にできるのは、常に伊方原発運転に関わる具体的危険に関する合理的な疑いを提示することにとどまる。こうした原発裁判特有の制約を解決するため、先人たちは規制基準の不合理性や、審査における看過しがたい過
- 15 誤・欠落があれば、当該原子炉の具体的危険が推認できるとし、この問題の解決を試みた。また、規制基準が合理的でありかつ審査に過誤・欠落がないとしても、原告側が安全性に関する合理的な疑いを提示した場合、被告側に「具体的危険」の不存在の立証責任を負わせ、この問題を解決しようとした。これらはまさに司法の知恵だった。しかるに前述のごとく大浜裁判体は、思い込みから「規制基準に適合した原発は安全である」としたうえ、原告が提示した合理的な疑いの立証責任を原告側
- 20 に負わせたのである。

③雲散霧消する争点

- 大浜裁判体は次の点が争点である、と判示している。すなわち「地震に対する安全確保対策（争点3）」、「津波に対する安全確保対策（争点4）」、「火山噴火に対する安全確保対策（争点5）」、「地すべりに対する安全確保対策（争点6）」、「水蒸気爆発に対する安全確保対策（争点7）」、「外部人為事象に対する安全確保対策（争点8）」、「その他安全確保対策（争点9）」、「避難計画（争点10）」である。

- 30 しかし、これらは争点と見せかけながら実は争点ではない。というのは、争点3から争点10までの主張立証責任を原告側に負わせた時点でこれらは争点として雲散霧消したからだ。大浜裁判体は、原告側が立証不可能なことを承知で、これら主張立証責任を原告側に負わせたのである。

- 35 従って判示は一言で済む。「したがって、原告らの請求に理由があるということができない」

もちろんこの判決の底に横たわるのは「規制委審査合格は安全を確保している」とする妄想である。その妄想は争点10 避難計画に関する判示において隠しようもなく表層に浮かび上がってきている。判決文から引用しよう。

「原告らは、被告の立てている避難計画には不備がある旨主張する。しかしながら、…被告が各論点について安全対策を講じたことを前提に再稼働申請等を行い、原子力規制委員会がこれについて新規制基準に適合している等の判断を行ったことにより安全性の確保が推認されるところ、原告らは、この推認を覆し、原告らの生命、身体、健康等が侵害される具体的危険性が存在するといえるほどの反論反証はできていない。したがって、具体的危険の発生を前提とする避難計画に関する争点10 10は検討するまでもない。」

ついでながら大浜裁判体はここでも事実誤認を犯している。避難計画は被告四国電力が策定したものではないことは言うまでもない。また、「再稼働申請等」は前述のごとく大浜裁判体の妄想である。それはともかく。

ここで大浜裁判体が述べていることは、①規制委適合性審査合格は伊方原発3号機の安全を確保している、②原告らは自らの主張を立証していない、③従って避難計画の争点は検討するまでもない、である。一言でいえば、規制基準適合性審査合格は安全を確保しているのであるから、避難計画は争点とならない、と言っているのである。これは福島原発事故前の「原発安全神話」そのものである。大浜裁判体は福島原発事故から14年経過した今に至ってもなお、原発安全神話に喉元までどっぷり浸かっている。しかも大浜裁判体の推奨する原発安全神話は、これまで見たように妄想に基づいている点にこれまでの諸判決・諸決定と際立って異なる大きな特徴がある。

3 【結 語】

事実誤認、それに由来する思い込み、そしてそこから導き出される妄想—これが2025年3月5日の広島地裁判決を貫く大きな特徴である。従ってこの判決を真面目に論評するまでもない。しかしこの妄想が単に大浜裁判体判決にのみ現れる特徴ではなく、現在の日本の司法全体に現れるものだとすれば、ことは重大だと言わねばならない。

私たち原告は本日3月17日、当然のごとく広島高裁に控訴した。もし、広島高裁の裁判官も妄想に囚われているものだとすれば、私たちは愚かな妄想に囚われないう、明晰な裁判官に出会うまで、この戦いを継続するほかはない。

以上